令和4年度 重要事項説明書(公私連携幼保連携型認定こども園)

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事	業	者	の	名	称	社会福祉法人 清水福祉会
代	表	‡	Ť	氏	名	理事長 圓藤 通典
法	人	の	所	在	地	香取市内野 448 番 1
法	人(の冒	li	舌 番	号	0478-82-5701

2. 利用施設

施	設	の	種	類	公私連携组	公私連携幼保連携型認定こども園					
施	設	の	名	称	おみがわる	こども園					
所		在		地	香取市小具	見川 1585 番	手地 2				
電	話		番	号	0478-82-3	3555					
管	理		者	名	園長 馬均	易洋美					
認	可		定	員	230 名						
					0 歳児	3号	8 名	<u> </u>			
∓ıl F	- 中 2	/ /_ #A Du		1~2 歳児	3号	42 名	3				
个几个	利用定員(年齢別			(平断))	3~5 歳児	2号	100 名	<u> </u>			
						1号	80 名	3			
自	自 己 評 価 の 概 要 職員による教育及び保育内容等の自己評価を定期的に実施					F等の自己評価を定期的に実施					
職員への研修の実施状況				犬況	内部・外部研修を随時実施						
開	設	年	月	日	平成 29 年	平成 29 年 4 月 1 日					

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的

【幼保連携型認定こども園】

当園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを位置付け、以下の保育理念、教育・保育方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に行うことを目的とします。

【地域子育て支援拠点事業】

児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とします。

法人の理念と目標

【法人理念】

一人ひとりの子どもが

人々から愛され 支えられていることを感じ

安心した生活を過ごし 対話し 助け合い 挑戦する中で

生きる力の基礎が育まれることを通じて

すべての人々の人権と自己実現が尊重され

最善の幸福を実現する社会を創り出すために

いま ここを ともに生き 未来に向かって歩む

【法人の目標】

- ・ 法人運営が持続し成長することを目指します。
- ・職員と利用者が誇りに思い、満足度の高い法人を目指します。
- ・地域から信頼され、利用者から支持される法人を目指します。
- ・法人の持つ独創性を大切にし、地域に貢献できる法人を目指します。
- ・地域や社会から必要とされる法人を目指します。

教育及び保育の方針

学校及び児童福祉施設として、子どもの最善の利益を考慮し、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術および判断をもって、養護と教育を一体的に行い、環境を通して子どもの教育・保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入園する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。

1. 子育ては信頼関係で成り立つ

子どもは何かに依存しつつ自立していくものです。周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、安心感と信頼感をもって生活の基礎や経験を積み重ねることで、自ら生活習慣の大切さに気づき、その基本を身につけられるようにします。

2. 子どもの主体性を大切にする

子どもは自ら成長する力を持っています。自分の居場所があること、やりたいことができること、みんなから認められることで、自ら安心して環境に主体的に関わり、自ら成長していけるような生活の場を提供します。

3. 遊びは学びである

子どもは遊びや人との関わりを通じてたくさんのことを学びます。環境を通しての学びは、園での生活全体が豊かなものになるように、「くらし」「あそび」「ともだち」の機会を通じて話し合いみんなで決めながら展開されます。

4. 一人ひとりはみんな違う存在

子どもはそれぞれが大切な存在として尊重されなければなりません。その子の可能性を引き出し、子どもたちを信じて寄りそい、見守りながら、自由にできる雰囲気とゆったりできる場所と時間を大切にして、失敗や葛藤から学ぶ機会を提供します。

5. 生活と地域から生きる力の基礎を培う

子どもたちの生きる力の基礎を育むため、教育及び保育の基本を踏まえ、生活や地域社会との 関わりを通じて、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めます。

ア. 「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分かったり、できるようになったりする

イ. 「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気づいたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする

ウ.「学びに向かうカ、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

教育及び保育目標

- 1. じょうぶな心と かしこい身体で 未来に向かって歩む子ども「一歩ふみだす力」 【未来志向性】自己肯定感を持ち、感情豊かに表現し、自分に自信を持っている事
- 2. 自ら探究し 自ら発見し 自ら体験し 最後までやりぬく子ども「やりぬくカ」 【自己成長力】感動する体験が意欲や創造性となり、やりぬくことが自己実現につながる
- 3. 共感する 対話する 協働する 創造性あふれる子ども「助けあう力」 【協働性】人の気持ちが解り、物・人・自分と対話して、協働しながら豊かな創造性を 育てる

【教育及び保育の目標の基本的前提】

◎生活の基礎 自分自身をふりかえる力(自制心)

4. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	全体	7, 508. 21 m ²
	園庭	1, 724. 9 m²
建物	構造	木造1階建て(一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造)
	延べ面積	2, 485. 26 m ²

(2) 主な設備

施設の内容	乳児室	1室	保育室	7 室
	ほふく室	1室	遊戱室	2 室
	調理室	1室	図書室	1 室
	保健室	1室	職員室	1室

5. 職員体制

	職務の内容	員数
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させ	
	るため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園	1人
	務をつかさどる。	
主幹保育教諭	教育・保育内容と園運営について職員を統括し、園長を補佐し、地	1 1
指導保育教諭	域との連携を図るとともに、教育・保育計画と記録・評価について	1人
	全体を管理する。	1人
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等	1 7 人以上
	の業務を行う。	1/人以上
保育士	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等	0.1
	の業務を行う。	2人
管理栄養士	入所児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1~2歳児の幼児食及	1 1
	び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	1人
支援センター	支援センターを運営し、支援センターの事業、計画の立案、実施、	0 1
担当	記録及び連絡等の業務を行う。	2 人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	6 人
事務員	こども園運営の事務、管理、経理、書類作成、その他の業務を行う。	1人
保育補助	教育及び保育のサポート	2 人

[※]当園では、基準条例で定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について 上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

- · ·		· ·			
開		園	日	月曜日から金曜日	土曜日
開	袁	時	間	7:00~18:30	7:00~18:00
休		園	日	日曜日、祝日、12月29日から1	月3日、
				年度初めと終わりの休園日、園	長が定めた日
休	園 日 等	につし	ハて	台風等で警報が発令された時や、	、災害その他緊迫の事情がある時、伝
				染病・感染症が発生した場合は、	、休園・自宅待機・登園自粛となる場
				合があります。1 号認定につい	ては、上記の他に土曜日、夏期(7 月
				21 日~8月31日)、冬期(12月	24日~1月5日)、
				学年末(3月25日~3月31日)	学年始(4月1日~4月5日)
そ		の	他	土曜保育については土曜保育利用	用申請が許可された場合に限る。

7. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育標準時間	7:00~18:00	
2号・3号認定	時間外保育時間	18:00~18:30	※ 1
保育短時間認定	保育時間	8:30~16:30	
2号・3号認定	時間外保育時間	7:00~8:30、16:30~18:30	※ 2
教育標準時間認定	教育標準時間	9:00~14:00	
1号認定	一時預かり	14:00~16:00	※ 3

- (※1) 7時~18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供します。
- (※2) 8時30分~16時30分の範囲内で保育を必要とする時間になります。やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時~8時30分まで又は、16時30分~18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。
- (※3) 14 時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり(幼稚園型)を利用することもできま すので、ご相談ください

(※1, 2, 3は、別途利用料が必要となります)

8. 提供する教育・保育等の内容

教育基本法・児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する 法律、その他の法令並びに幼保連携型認定こども園の教育・保育要領(平成29年3月21日内閣府、・ 文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育の提供
 - ・上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 地域子育て支援拠点事業「ほほえみ」
 - ・児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- (3) 一時預かり事業(幼稚園型)
 - ・地域の実態や保護者の要請等により、教育を行う標準的な時間の終了後に希望する園児を対 象に一時預かり事業を行います。
- (4) 一時預かり事業 (一般型)
 - ・児童福祉法第6条の3第7項に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、 保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行います。

9. 食事の提供方法等について

- (1) 食事の提供方法
 - ・自園調理とします。※全年齢完全給食です。
 - 0.1.2 歳児(2歳児の1年間)は保育料に含まれています。(主食.副食.おやつ2回)
 - 3.4.5歳児は、主食代として毎月1,000円をお支払いいただきます。
 - 3.4.5歳児は、副食代として、毎月4.500円お支払いいただきます。
 - ・3.4.5歳児(1号認定)毎月主食代800円、副食代3,000円をお支払いいただきます。 (休日を除いた食事提供する日数を12等分した金額です)
 - ・引き落とし手数料 120 円を毎月ご負担いただきます。ただし、保育料と同時引き落としの場合は、手数料はかかりません。
 - ・食材費(主食、副食、おやつ代)は、月単位でのお支払いといたします。
 - ・1号、2号認定児で、1ヵ月以上にわたり欠席する場合(入院・里帰り出産等)は、 月初を開始日とする月単位で、食材費の支払いを停止することができます。 その場合には、前月15日までに届出書の提出が必要になります。

(2) 食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日(月~金曜日)は、毎日食事の提供を行います。
- 土曜日は、お弁当の持参をお願いします。
- 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- 毎月、献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。

(3) アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理指導表・診断書、緊急時個別対応表の提出が必要です。
- ・除去食及び代替食で対応しています。
- ※診断が変わりましたら、その都度生活管理指導表の提出をお願いします。
- ※アレルギー除去解除の診断を受けましたら、除去解除申請書の提出をお願いします。

(4) その他衛生管理等

- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。
- ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底 しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
 - 保育料無償化の期間は、満3歳になった次の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - ・0 から 2 歳児の子どもは支給認定を行った市町村が定める保育料を、おみがわこども園にお支払いただきます。
 - ・保育料の納入は口座振替払いとします。ただし、納付書による現金納入をお願いすることも あります。
- (2) 時間外保育に係る利用者負担金
 - ・時間外保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料の他に別途、利用者負担が必要 となります。

対象児童	利用時間	金額
3. 4. 5 歳児	1時間まで	50 円
0.1.2 歳児	1時間まで	100 円

(3) 一時預かり保育(幼稚園型)に係る利用者負担金

・1 号認定児の教育課程に関わる教育時間の終了後の保育活動として、午後 2 時から午後 4 時まで行います。

児童の区分	利用時間	利用者負担		備考	
1 号認定	30 分まで	100円		30 分を超えるごとに 100 円増	
一方心化	※午後3時以降おやつ代		70 円を別	途集金	

※事前に「一時預かり事業利用申し込み書」の提出が必要になります。

(4) 一時預かり保育(一般型)に係る利用者負担金

・利用時間が、午前 8 時 30 分~午後 4 時 30 分以外の場合、1 時間当たり 3 歳未満児は 300 円、3 歳以上児は 200 円を加算します。

年齢	1日の利用時間が4	時間を超える場合	1日の利用時間が4時間以下の場合		
0, 1, 2歳児	1日につき	2, 400 円	1日につき	1, 200 円	
3, 4, 5歳児	1日につき	1,650円	1日につき	850 円	

[※]事前に予約が必要です。

※場合によっては、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

(5) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(実費負担)

(1)に掲げる保育料の他、教育・保育の充実を図るため、以下に掲げる費用を負担していただきます。教育・保育充実費は、毎月銀行引き落としになります。

※令和4年度は、教育・保育充実費として行事費、特別教育費のみご負担いただきます。

コスモスポーツクラブ導入がアンケート結果より決定しましたので、金額に変更があります。

費目	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
行事費	500 円	500円				
保育教材費						
環境衛生費						
特別教育費	0 円	100 円	200 円	200 円	200 円	300 円
月額合計	500 円	600 円	700 円	700 円	700 円	800 円

※ 令和5年度

費目	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
行事費	500 円	500 円				
保育教材費	300 円	300 円	400 円	400 円	500 円	600 円
環境衛生費						
特別教育費	0 円	100 円	200 円	200 円	200 円	300 円
月額合計	800円	900 円	1100円	1100円	1200 円	1400 円

※ 令和6年度

費目	0 歳児	1 歳児 2 歳児		3 歳児	4 歳児	5 歳児
行事費	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円
保育教材費	300 円	300 円	400 円	400 円	500 円	600 円
環境衛生費	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
特別教育費	0 円	100 円	200 円	200 円	200 円	300 円
月額合計	1100 円	1200 円	1400 円	1400 円	1500 円	1700 円

11. 利用の開始について

香取市の利用調整に基づき当園に入園決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に 同意され、利用契約書を締結した後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 長期欠席するとき。(※事前にご相談ください。)
- (4) 利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、その他

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医	療	機	関	の	名	称	石橋医院	中田医院	馬場医院
医		院		長		名	石橋正彦	中田英明	馬場祥行
所			在			地	香取市小見川 548	小見川 1051	小見川 1393
電						話	82-2203	82-3320	82-2730

(2) 眼科

医	療 機	関	の	名	称	ひまわりクリニック
医	院		長		名	髙橋英敏
所		在			地	香取市分郷 32-1
電					話	83-8800

(3) 耳鼻科

名			称	浅野医院
医	院	長	名	浅野 尚
所	在		地	香取市北 3-12-13
電			話	55—1133

(4) 歯科

名			称	木内歯科
医	院	長	名	柴田加奈子
所	在		地	香取市小見川 211
電			話	82-2541

(5) 薬剤師

名			称	三宅回生堂
医	院	長	名	三宅康夫
所	右	Ē	地	香取市小見川 291
電			話	82-0010

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に怪我や体調急変等の事態が発生した場合には、「子ども緊急カード」に基づき、保護者の指定する医療機関又は受診可能な医療機関に連絡し、職員が付き添って受診します。また、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、治療や投薬の確認・保険証の提示が必要となりますので、保護者が医療機関に出向いていただくことを基本とします。緊急の場合については、救急車を呼んで対応します。

朝、いつもと変わりなく登園した場合でも、子どもの体調は変化しやすい為、熱が出たり、体調をくずしたりすることがあります。そのような時は、園の判断で緊急連絡先へ連絡をしますので、お迎えに来ていただけるようお願い致します。

15. 非常災害時の対策

火災や震災、洪水等の自然災害が発生した場合は、緊急避難場所(こども園又はその近隣) にて待機することが基本となります。緊急時の連絡は、携帯メールを配信します。通信の混雑や停電 等により配信が困難な場合もありますので、震災などの緊急事態時には、速やかにこども園へお迎え に来ていただけるようお願いいたします。

非常時の対応	別途に定める、消防計画	国書及び防災マニュアルに	より対応します。			
避難訓練	避難訓練を月1回実施 不審者対応訓練年1回実施					
<u> </u>	自動火災報知機	ガス漏れ報知器	非常警報装置			
主な防災設備 	誘導灯	消火器	消火栓			

16. 利用者に対しての保険の種類等

当園では以下の保険に加入し、対応します。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	入園児の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生した時に、災害共済
	給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・施設の
	設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。
共済掛金	乳幼児1人につき、200円をご負担いただきます

保険の種類	社会福法人全国社会福祉協議会㈱福祉保険サービス 保育所の損害補償
保険の内容	入園児の傷害事故補償、こども園業務の保証、送迎車搭乗中の傷害事故
	補償、来園者の傷害事故補償、職員の傷害事故補償を行う、社会福法人
	全国社会福祉協議会による社会福祉施設総合損害補償です。保険料は、
	全額こども園が負担します。

17. 教育・保育内容に関する相談・要望・苦情

受付責任者	園長 馬場洋美
受付担当者	主幹保育教諭 平野美紗子・指導保育教諭・千葉ユミ
利用時間	午前8時~午後5時
連絡先	電話 0478-82-3555 FAX 0478-82-3551
受付方法	面接・電話・文書等・ご意見BOX等により、相談・苦情を受け付けます。

18. 個人情報の保護に関する基本方針

入園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲 内において使用いたします。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所・こども園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 当園での教育・保育において園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う機関や子育て世代包括支援センター等との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- (5) 保育するにあたり、必要な利用子どもの情報を関係機関と共有すること。

19. 虐待防止の為の措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止の為、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発の為の職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止の為に必要な対応

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子育て世代包括支援センター・児童相談所等適切な機関に通告します。

- (1) 身体的虐待…園児の体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) ネグレクト…養育の放棄または怠慢

必要な医療、健診、予防接種を受けさせない、必要な教育を受けさせない、危険な状況を放置する、衣服や食事を与えない、子どもにとって必要な情緒的関わりを持たない等

- (3) 心理的虐待…園児に著しい心理的外傷を与えること
 - ①無視:子どもにとって必要な心理的な正の刺激を与えない
 - ②拒否:子どもの存在そのものや価値、行為を否定する
 - ③差別:きょうだいなどで明らかに差別的対応を取る
 - ④孤立:他者との関係を断ち切ったり、関係形成をみとめなかったり

監禁に等しい行為

- ⑤言葉の暴力:子ども自身の心が傷つくような言葉を発する 怒鳴っておびえさせる
- ⑥恐怖を与える:きょうだいなどで明らかに差別的対応を取る
- ⑦反社会的行為の強要:万引きやすりなどを強要する
- ⑧見世物にする:子どもを見世物にして金銭をとる
- ⑨親の理想を過度に強要する:子どもに過度の発達を押し付ける等
- (4) 性虐待… 子どもと性交したり、性的行為をしたりすること

20. 当園における禁止事項

喫煙・飲酒	当園の敷地内(駐車場含む)はすべて禁煙・禁酒です。				
宗教活動、政治活動、	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動				
営利活動	政治活動及び営利活動はご遠慮ください。				
写真、ビデオ、	当園の許可なく、撮影を禁止します。				
SNS投稿	撮影した写真や映像をSNS上に公開することを禁止します。				

21・当園におけるその他の留意事項

- 駐車場でのトラブルは、一切の責任を負いません。
- ・当該重要事項説明書に定めるものの他、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、 別途当園が作成するおみがわこども園利用契約書、入園案内において提示するものとします。

おみがわこども園の入園に関する同意書 (保護者控え用)								
入園申込∂	入園申込みにあたり、重要事項説明書の内容について同意します。							
	同意	年	月日	令和	年	月	日	
	保護	養者	住 所					
(罗夕+卿)	保護	養者	氏 名					
(署名欄)	児童	との	続柄					
	児	童	名					
	児	童	名					

※なお、入園・進級に当たって以下の書類の提出が必要になります。

〈全園児〉

- (1) おみがわこども園利用契約書
- (2) おみがわこども園の入園に関する同意書
- (3) 口座振替依頼書
- (4) 緊急連絡カード
- (5) 家庭環境調査票
- (6) 調査票(年齢別)
- (7) 個人情報の取り扱い並びに使用承諾・写真撮影等の同意について
- (8) 緊急時の引き渡しカード
- (9) アレルギー疾患生活管理指導表・診断書 2 枚

〈食物アレルギーをお持ちの園児〉

〈食物アレルギーが解除された園児〉

(1) 緊急時個別対応表

(1) 除去解除申請書

〈土曜日保育利用の園児〉

- (1) 土曜日保育申請書・変則勤務の場合、シフト表
- (2) 土曜日保育用勤務証明書

〈医師からの診断により薬を持って登園する場合〉

- (1) くすり連絡票
- (2) 薬剤情報提供書
- (3) 生活管理指導表による医師の診断

〈緊急時に与薬が必要な場合〉

- (1) 緊急時与薬同意書
- (2) 薬剤情報提供書

〈感染症にかかった園児が、感染の恐れがなくなり、登園する場合〉

- (1) 意見書
- (2) 登園届

〈食材費の支払い停止期間届出書〉

(1) 食材費支払い停止期間届出書

令和4年度

重要事項説明書

